

# 兵庫県公報

令和3年3月25日 木曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令（人事課）	1

## 公布された法令のあらまし

- 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第9号）  
金澤副知事の退職に伴い、知事の職務を代理する順序を定めることとした。

## 規 則

知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第9号

#### 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する順序に関する規則（平成13年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

本則中 「副知事 金澤和夫」を「副知事 荒木一聡」に改める。  
副知事 荒木一聡

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 兵庫県訓令第1号

本 庁  
地 方 機 関

副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。